

後期高齢者医療被保険者へのお知らせ

平成24年4月1日から病気やけが（外来）でお医者さんにかかったときは、病院などの窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

これまで、1か月の窓口支払いが下表の外来診療の1か月あたりの自己負担限度額を超えた場合でも、いったんその額をお支払いいただき、後で熊本県後期高齢者医療広域連合から高額療養費として支給していましたが、平成24年4月1日からは、医療機関など（※1）の窓口に「限度額適用・標準負担額減額認定証」や「被保険者証」を提示すれば、限度額を超える分を支払う必要がなくなります。

| 被保険者証の区分等 | | 外来診療の1か月あたりの自己負担限度額 | 高森町の担当窓口での事前手続き | 病院・薬局などの手続き |
|------------|-----------------|---------------------|-----------------------------|---|
| 自己負担 3割 | 現役並み所得者 (※2) | 44,400円 | 必要ありません。 | '被保険者証'を窓口に提示してください。 |
| | 一般 (※3) | 12,000円 | | |
| 自己負担 1割 | 低所得者Ⅱ (※4) | 8,000円 | '限度額適用・標準負担額減額認定証'の申請が必要です。 | '被保険者証'と '限度額適用・標準負担額減額認定証'を窓口に提示してください。 |
| | 低所得者Ⅰ (※5) | 8,000円 | | |

（※1）医療機関など：保険薬局、指定訪問看護事業者を含みます。それぞれの医療機関で、自己負担限度額までの支払が必要になります。

（※2）現役並み所得者：145万円以上の課税所得がある後期高齢者医療被保険者がいる世帯内の被保険者全員

（※3）一般：現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の方

（※4）低所得者Ⅱ：世帯の全員が住民税非課税の方（低所得Ⅰ以外の方）

（※5）低所得者Ⅰ：世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方

■低所得者ⅠおよびⅡの方で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示をしなかった場合は、いったん12,000円を医療機関等にお支払いいただき、後で熊本県後期高齢者医療広域連合から高額療養費として支給します。

■「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方は、高森町の担当窓口で事前に申請してください。申請方法や自己負担限度額など、詳しくは下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ先 住民福祉課国民健康保険係 TEL62-1111 (内線132)